

会 議 録

会 議 名	令和5年度 第2回 山形市成年後見推進協議会	
開催日時	令和6年2月15日(木) 15:00～16:30	
開催場所	山形市総合福祉センター 2階 交流ホール	
主 催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課	
出席者	<p>【委員】</p> <p>東北文化学園大学医療福祉学部保健福祉学科 教授 豊田 正利</p> <p>山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長 金山 裕之</p> <p>成年後見センター・リーガルサポート山形 支部長 石沢 光康</p> <p>山形県社会福祉士会 事務局長 柴田 邦昭</p> <p>山形県行政書士会 山形支部 中村 雄二郎</p> <p>山形さくら町病院 副院長 横川 信弘(欠席)</p> <p>山形市民生委員児童委員連合会 常任理事 山本 元</p> <p>山形県知的障がい者福祉協会 (向陽園地域生活支援センター心音) 會田 雄</p> <p>山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表 (たきやま地域包括支援センター) 山川 貴大</p> <p>山形市障がい者自立支援協議会 (ゆあーず 相談支援専門員) 田中 健</p> <p>やまがた市民後見サポートセンター 理事長 千葉 一成(欠席) (代理:副理事長 栗田 俊彦)</p> <p>山形県健康福祉部高齢者支援課 課長 板垣 洋子(欠席) (代理:主査 大瀧 淳史)</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山形家庭裁判所 訟廷管理官 加藤 豊樹(欠席) (代理:首席書記官 平塚 慈隆)</p> <p>【事務局】</p> <p>(山形市福祉推進部)</p> <p>山形市福祉推進部長 松浦 雄大</p> <p>長寿支援課長 阿部 伸也</p> <p>長寿支援課 課長補佐 佐藤 恵美子</p> <p>長寿支援課 ようご支援係長 進藤 義悦</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 近江 十賢</p> <p>長寿支援課 ようご支援係 社会福祉士 佐藤 明日香</p> <p>福祉推進部次長(兼)障がい福祉課長 丹野 俊郎(欠席)</p> <p>障がい福祉課 課長補佐 海和 弘信</p> <p>障がい福祉課 障がい福祉第二係長 澤井 厚志</p>	

	障がい福祉課 障がい福祉第二係 主任精神保健福祉士 障がい福祉課 障がい福祉第二係 主事 (山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター) 山形市社会福祉協議会 常務理事 事務局長 事務局次長 (兼) 相談支援課長 相談支援課 権利ようご係長 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主任 相談支援課 権利ようご係 主事	奥山 紗央里 齊藤 夏希 高瀬 謙治 佐藤 貴司 漆山 弘幸 鈴木 裕美 神谷 晃司 児玉 和行 木内 優子 常川 光(欠席)
議 題	下記のとおり	
資 料	別添のとおり	
一般傍聴者数	0人	
傍聴した記者数	0人	
作 成 者	長寿支援課 ようご支援係 佐藤 明日香	

1 開会

2 会長挨拶

成年後見制度をめぐる法改正の動きが出てきている中での本協議会の開催となる。様々なご意見をいただきたい。

※ これより「次第3 報告」及び「次第4 協議」の議長を会長が務める。

3 報告

(1) 令和5年度の活動状況について

○事務局より、資料1-1に沿って報告。

意見：委員

以前、福祉施設相談員より山形県社会福祉士会へ市長申立ての依頼があった。今後、福祉施設職員向けに後見制度の説明や周知を行う機会があると良い。

⇒**回答**：事務局

令和6年度山形市成年後見制度利用促進の取組の中で、医療機関や金融機関等への制度の説明や周知を検討していた。福祉施設についても検討したい。

質問：委員

市民後見人名簿登録推移について、名簿登録者数は法定後見人として登録した数になるのか。任意後見人として登録した数も含まれているのか。

⇒**回答**：事務局

名簿登録されている市民後見人は、養成基礎講習修了者のうち後見活動を希望する方となっている。市民後見人が選任されるのは市長申立案件に係る法定後見人としている。

○各委員より、資料1-2に沿って報告。

委員：

山形県司法書士会との共催で無料電話相談を山形県内で実施している。また、成年後見制度についての出張講座も定期的に開催している。

委員：

令和6年1月19日に「高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさ」主催による「成年後見制度についての研修会」を開催し、市長申立手続きの概要説明、受任調整会議の模擬会議を行った。会場約30名、オンライン約70名の参加があった。また、令和5年度は山形県社会福祉士会の受任者名簿に22名が新たに登録となり、登録者が合計242名となった。

委員：

コスモス成年後見サポートセンター山形県支部で定時総会を開催した。また昨年10月に市民向けに公証人による遺言、成年後見セミナーを開催した。

委員：

令和5年10月17日に山形県成年後見制度利用促進会議を開催した。県社会福祉協議会、三士会、高齢者・障がい者の当事者団体、山形市、朝日町、オブザーバーとして家庭裁判所から参加いただいた。現在策定中のやまがた長寿安心プランの権利擁護の項目に会議の内容を反映する予定となっている。また、令和5年12月25日に、市町村職員及び市町村社会福祉協議会職員を対象に、県社会福祉士会柴田先生を講師にお迎えし市町村長申立に関する研修を開催した。

県内の後見人に対する報酬助成について対象範囲に大きな差異が生じていることから、県高齢者支援課長、県障がい福祉課長連名の通知を発出した。山形市は県内市町村の中でも報酬助成の対象範囲が広く、山形市の取り組みを他市町村に広めたいと考えている。

質問：会長

高齢者・障がい者の権利擁護に関する連絡会「こまくさ」について、組織の紹介をお願いしたい。

⇒**回答**：委員

平成17年より組織され、社会福祉士会、精神保健福祉士協会より構成されている。年2回情報交換会、年1回会員向けの研修を行っている。

質問：会長

山形県成年後見制度利用促進会議へ参加した職員について教えていただきたい。

⇒**回答**：委員

社会福祉協議会で法人後見を行っているのは、山形市、東根市、鶴岡市、酒田市、米沢市などである。受任しているケースの傾向として、後見制度を利用するか福祉サービス利用援助事業を利用するか、判断が困難なケースが多いように感じる。

(2)「山形市成年後見制度利用促進基本計画改訂版」最終案について

○事務局より、資料2に沿って報告。

質問：委員

後見人に対する報酬助成について必要に応じた事業の改善を検討しているとのことだが、具体的にどのような改善を検討しているのか。

⇒**回答**：事務局

交付申請書の様式変更などを検討している。より利用しやすい制度になるよう記載していく。

4 協議

(1)「令和6年度山形市の成年後見制度利用促進の取組(案)」について

○事務局より、資料3に沿って報告。

意見：委員

地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会などで周知、啓発を行っていると思うが、どれくらい理解できているか不安を感じる。民生委員にパンフレットを配布するなどの工夫を検討する必要がある。

質問：委員

身近な相談窓口として障がい相談支援事業所の記載があるが、具体的にどのような機関を想定しているのか。

⇒**回答**：事務局

山形市で委託している6事業所を想定している。この部分について表記を変更する。

意見：委員

地域包括支援センターも相談できる窓口として周知を行いたい。また職員の資質向上のために研修なども引き続き行っていきたい

⇒**回答**：事務局

権利擁護部会でも研修などを実施している。より良い内容となるよう検討し、来年度も引き続き研修を継続していく。

意見：委員

市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催しているが、世帯に関わっている支援者や関係者も会議に参加してもらいたい。

⇒**回答**：事務局

ケース内容によって対応が異なるため、柔軟に対応していきたい。

(2)「(仮)山形市成年後見制度活用検討ガイドライン」の作成について

○事務局より、資料4-1、4-2に沿って報告。

意見：委員

ガイドラインの内容を見ると、成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件を満たす方が障がい分野では多くなる。要件を満たしていたとしても、後見制度利用が不要な方もいる。

⇒**回答**：事務局

要件を満たしていても、必ずしも必要であるとの判断にならないこともある。チェックリストの記載内容を検討する。

質問：委員

ガイドラインは一般向けに公表するのか。相談件数が増えるのではないか。

⇒**回答**：事務局

一般向けには公表せず、地域相談支援機関内でアセスメントを行うために使用する。

意見：委員

ガイドラインの中に、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度の違いについて説明があると良いのではないか。申立てから就職までの期間の目安も記載があると、相談支援機関が相談する時期を検討するのに役立つのではないか。

⇒**回答**：事務局

福祉サービス利用援助事業の説明を追加する。申立てから着任までの標準期間の設定については検討したのち記載する。

質問：委員

このフローチャートは他市町村を参考に作成されたものか。

⇒**回答**：事務局

名古屋市成年後見あんしんセンター作成のガイドライン・フローチャートを基に、山形市の実情に合わせて作成している。

意見：委員

ガイドラインの中に、支援できる親族の有無についての記載がない。成年後見制度を利用する必要がある人の利用に繋がる可能性もあるため、使用方法は慎重に検討する必要があるのではないか。

意見：委員

ガイドラインを読むと、認知症高齢者向けの印象を受けた。障がい者等向けに別の表記にするか、ガイドラインを別に作成する必要があるのではないか。また福祉サービス利用援助、法定後見だけでなく任意後見についても記載があると良い。

意見：委員

社会的弱者の枠組みをどのようにしていくか、成年後見制度の位置づけを整理した上でガイドラインの提示があると良い。

⇒**回答**：事務局

このガイドラインは相談支援機関の内部で使用し、支援できる親族についてはフローチャートを使用する前の相談支援機関によるアセスメントで把握することを想定している。フローチャートのみだと成年後見制度を使うべきと感じると思う。アセスメントの過程で使う想定であるため、ガイドラインが独り歩きしないよう他の情報も調べて活用に繋げたい。

5 閉会